工事内容：南館（増築）
電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備　新設一式
北館（既存）
電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備
改設一式
屋外
構内配電線路、構内通信線路　新設一式

工期　平成29年７月31日まで

4　申請の時期

平成26年11月５日から平成26年12月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成26年12月２日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成26年11月５日から　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年11月４日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１―１及び様式―１―２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

１）四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「電気設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）四国地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

１）特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からエ）の要件を満たす新設の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

ア）建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。
なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物階数　地上11階建以上。

ウ）建物規模　延べ床面積20,000㎡以上。
ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、20,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

エ）工事種目　電灯設備。
同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のオ）からク）の要件を満たす新設の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

オ）建物用途　同種工事１に同じ。

カ）建物階数　地上３階建以上。

キ）建物規模　延べ床面積3,000㎡以上。
ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、3,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ク）工事種目　同種工事１に同じ。
なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の電気工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。